

質問・回答

事業名: 令和5年度 生活文化振興等推進事業

2023/7/20 10:01

質問	回答
1 企画提案書について、公募要領6-(4)に「別紙不可」とあるが、別途パワーポイントなどの補足資料なども添付不可ということか。	企画提案書は、様式に従って作成いただき、企画提案書を見ただけで事業内容全体が把握できるように記載・編集いただくことを前提としています。したがって、例えば提案書様式に「詳細は別紙のとおり」と記載し、別途資料を添付することは認めておりません。仕様書に沿って、企画提案を簡潔明瞭に記載願います。(特に枚数制限はありません。)
2 仕様書5-(1)(ア)に「テーマとする生活文化を一つ定め・・・」とあるが、テーマは茶道、華道、書道のいずれか1つという意味か。	<p>本事業は、茶道、華道または書道のみを対象とするものではなく、これらは文化芸術基本法に基づく生活文化の例示ですので、生活文化の中から1つテーマを定めて提案ください。</p> <p>なお、生活文化については、文化庁ホームページに公開している平成29年度以降の生活文化に関する調査研究事業の報告書を参考にしてください。</p> <p>(参考)生活文化調査研究事業報告書 https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html</p>
3 茶道のテーマを選ぶ場合、基本は抹茶の茶道になるか。煎茶道でも良いか。	<p>テーマは生活文化の中から企画提案者が選定し提案してください。(質問2の回答も参照ください)</p> <p>テーマ設定も含めて審査の対象となります。</p>
4 茶道、華道、書道の道具類を、生活文化等の従事者に用意してもらう場合、借用料、会場までの運送費、設置のための人件費は計上できるか。	<p>いずれも計上可能ですが、「公募要領」のほか、「令和5年度生活文化振興等推進事業の経費計上について」や「文化庁委託業務実施要領」の記載内容に従い、適正かつ妥当な金額を計上してください。</p> <p>契約時において、借用料及び運送費は、見積書を徴収するなどの方法により、用途にあった適正な仕様かつ妥当な金額を計上していただくこととなります。(合見積書等の提出を求める場合があります)</p> <p>また、同様に、人件費についても、業務内容、作業人数、時間、単価等が明確かつ妥当な金額を計上してください。場合によっては、謝金に計上されるケースも想定されますが、その場合も同様です。</p> <p>今後の自走化を目指した事業であることを踏まえた計上が求められます。</p> <p>(参考)文化庁委託業務実施要領等 https://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html</p>
5 企画提案書の”今回応募する事業が過去に補助金や委託等を受けた実績”とは、”生活文化振興等推進事業”に関してのことか。	”生活文化振興等推進事業”以外の事業も対象となります。
6 採択から契約までの期間はどのくらいか。	採択業者と文化庁担当者との間でおおむね1ヵ月を目途に調整を行い、必要書類の確認ができ次第、契約となります。